

辺およびその西部、それに上法軍寺一帯では二三度を下回り、特に楠見池東南部では二一・六度の最低気温を記録した。昼間の県道一八号線（普通寺府中線）沿いに出現した高温地域は消滅し、夜間には、ヒート・アイランドは出にくい傾向にあることも分かる。また、冬の快晴無風の条件下で見られた気温の逆転現象は現れていないことも明らかである。

以上、飯山町の気象の特性を観測したデータをもとにまとめてみた。夏は三五度を超える日があり、冬の静夜には、氷点下四度以下となる地域もあった。また、盛夏の水がれが見られ、強い季節風の吹きつった日もあった。しかし、総じて、飯山町の気象はここに住む人々に似て穏やかで温和であった。青春朱夏白秋玄冬それぞれに趣と風情を見せる飯山町の風土も、この温和な気象がその背景をなしていることを忘れてはなるまい。環境は人をつくり、といわれるが、このような気象条件が、飯山町に住む人々のやさしさや温かさを生んでいるのかもしれない。

### 第三節 自然災害

香川県は、自然災害の少ない地域であり、飯山町も温和な自然環境に恵まれている。しかし、過去の記録を見ると、ここに住んだ祖先が自然に順応しつつ、同時に苦闘した営みをうかがうことができる。

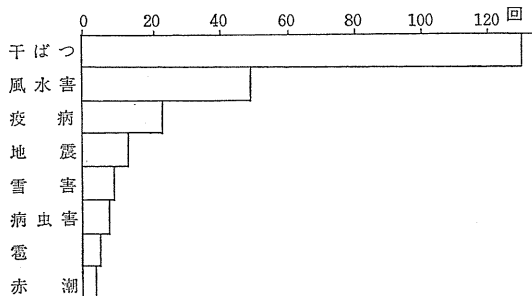
図は讃岐の自然災害を『香川県大百科事典』の年表よりまとめたものである。これによると、記録に残された自然災害のうち、最も多くの回数を数えるのは、旱魃であり、古代から現代にかけて実に一三〇回に及んでいる。単純計算すると約一〇年に一回の旱魃が讃岐に住む人々を苦

しめたことになり、飯山町も例外ではなかった。たとえば仁和四年（八八八）夏の旱魃には国司菅原道真が城山で祈雨したことはよく知られている。また昭和十四年（一九三九）の旱魃では、たまり水をやかに入れて稲の根をうるおしたものであり、飯野山東山麓には「昭和十四年九月雨乞成就」記念碑が見られ、竜神に降雨を祈念したことが分かる。

また、町内各所に残る竜神信仰遺跡や念仏踊にも、降雨を祈念した人々の心をうかがうことができるのである。

町内には、楠見池・仁池・大窪池をはじめとする一一六の池が築造されており、これをみても、いかに飯山町に住んだ人々が水を獲得するために苦しんだかをうかがうことができるのである。この水との闘いは昭和四十九年（一九七四）の香川用水の導水によって、終止符を打ったかにみえる。しかし、年々増加する水の需要を確保するためには、先人が知恵をしばり汗を流して築いたため池を大切に守り、その活用を考える必要がある。

次に多い自然災害は風水害であるが、香川県の場合は全国的にみてその被害は軽微である。しかし、台風の場合には、そのコースや規模や時期によって、



讃岐の自然災害（『香川県大百科事典』年表より集計）

特に農作物を中心に相当な被害が出ることもある。昭和に入ってから飯山町に相当な被害をもたらした台風には昭和九年（一九三四）の室戸台風、昭和二十五年（一九五〇）のジェーン台風、翌年のルース台風、昭和二十九年（一九五四）の洞爺丸台風、昭和三十六年（一九六一）の第二室戸台風などが挙げられる。

また地震は、自然災害の中で、最も恐れられたものであるが、香川県でも歴史上十数回の大地震に見舞われたことが記録されている。そのうち特に記憶に新しいものが、昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日早朝に西南日本一帯を襲った南海地震である。この地震の震源地は、室戸岬東方沖の南海トラフであった。ここは、過去にも一〇〇〜二〇〇年間隔で関東大震災クラス以上の巨大地震が発生している所で、この日午前四時一分から約一五分間にわたり強震に襲われ、県下では死者五二人、負傷者二七三人、家屋全壊六〇八戸、半壊二四〇九戸に及ぶ被害をもたらしたのである。

飯山町の場合には、正確な記録は無いが、この地震を経験した人の話では、大きな地鳴りと強い揺れのため、しばらくは寒夜にたき火をして、家に入るのをためらったという。今後も、南海トラフが動くとな飯山町にも大きな地震が起こることは確実で、その心構えは必要である。

そのほか、雪害、病虫害、雹などの記録も散見されているが、特に近年は、スモッグや赤潮など人間の営みに伴う災害も見られるようになり、英知をしばってその防止をはかる必要があると思われる。



昭和14年7・8月降雨日表

(単位: mm)

観測所 月日	多度津			坂出			岡田		
	多度津	坂出	岡田	多度津	坂出	岡田	多度津	坂出	岡田
7月1日									
2									
3	1.0	3.8							
4	3.9	2.9	5.2						
5	0.5	0.3	4.1						
6									
7									
8									
9	1.1	2.2	0.7						
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21	11.4								
22		0.5							
23	0.9								
24	1.7								
25									
26									
27									
28									
29									
30	7.9		19.5						
31									
計	28.4	15.7	29.5				5.3	2.8	43.6

多度津の月別降雨量 (単位: mm)

年 月	昭和11年	12	13	14
	1	11.1	51.1	71.6
2	42.4	116.6	33.5	38.6
3	28.8	83.1	75.2	70.7
4	169.2	55.8	70.3	79.4
5	154.9	78.1	98.6	43.6
6	54.2	137.0	191.4	90.1
7	174.4	77.7	280.8	28.4
8	98.6	56.5	151.6	5.3
9	108.8	187.4	115.9	67.0
10	88.4	122.3	192.7	166.8
11	21.9	102.6	20.6	72.9
12	60.6	28.8	10.3	1.0
計	1,013.3	1,097.0	1,312.5	692.8

岡田の月別降雨量 (単位: mm)

年 月	昭和11年	12	13	14
	1	12.2	49.9	75.5
2	65.7	120.2	28.6	31.4
3	26.7	83.1	74.3	76.6
4	150.8	59.6	69.0	83.2
5	139.4	87.8	82.1	45.7
6	65.3	190.8	127.5	73.8
7	183.1	108.7	266.3	29.5
8	94.9	73.7	286.8	43.6
9	136.8	188.4	136.7	114.7
10	107.4	134.7	232.3	181.4
11	29.0	88.2	27.2	66.7
12	105.8	29.4	12.4	3.7
計	1,117.1	1,214.5	1,418.7	778.9

五月六日(太陽暦六月二十二日)から城山神社に祭文を捧げ、七日間死装束で降雨を祈った。願が通じたのかやがて都合よく雨が降り、百姓たちは大いに喜び感激したという。

昭和十四年は、田植えのころから雨が少なく、各地の降雨表から分かるように、七、八月の降雨量は極端に少なく大旱魃となった。藤岡長敏知事は七月二十三日、菅原道真を祀る滝宮天満宮に雨乞いを祈願し、更に八月一日には菅公の故事にならない、城山神社に参拝して降雨を祈っている。そのほか県内各地で雨乞い行事が行われたが、願いはなかなか通ぜず待望の雨は九月九日に降ったもののその被害は甚大であった。

昭和十四年の旱害状況を「香川新報」の記事で追ってみる。

七月六日、きのう旱害対策協議会で灌溉対策決定

七月十二日、稲植付不能のところがいまだに二千

七月十五日 十三日午後九時 打越池の用水溝を挟んで農民対立、大喧嘩一歩前

七月十九日 七月十五日現在綾歌郡の水稲旱害状況(面積の単位は町)

作付予定面積Ⅱ八三一・一  
挿秧未了面積Ⅱ三四二・一  
右の中植付見込反別Ⅱ五三・六  
降雨なき場合は植付不能反別Ⅱ二八・八  
現在枯渴反別Ⅱ九八五・三

以後十日で枯渴見込の反別Ⅱ一〇三五・二  
以後二十日で枯渴見込の反別Ⅱ二四三〇  
挿秧未了の主な町村名Ⅱ端岡、山田、羽床、羽床、川西、坂本

七月二十日 各町村一斉に二十日雨乞の大焚火、綾歌郡農会旱害対策綾歌郡農会緊急技術員会は旱害対策問題を中心に坂出町郡農会に開会されたが郡田植不能地は凡そ三〇七町歩で端岡、山田、昭和の各四十町歩以上を始めとし各町村にそれぞれ田植不能の田地がある。これが対策として

一、自己既植田又は他人の既植田に至急仮植すること  
一、仮植は共同作業すること  
一、剰余苗といえど大切に保存すること  
一、二九ヶ町村は最寄山上に於て二十日を期し一斉に雨乞を祈願大火を焚くこと

等を決定、各町村農会に実行方を勧誘する。

七月二十一日 天をも焦す雨乞の大焚火、二十日夜綾歌の山々で七月二十四日 藤岡知事ら厳肅な雨乞祈願、きのう滝宮天満宮で八月二日 府中村城山神社へ知事雨乞祈禱

県主催の県下一斉雨乞祈禱を三日に行う。  
八月四日 国幣社二社、県社十五で雨乞祈禱、満濃池も三合水  
八月五日 県参事会が、旱害対策費二万七三三〇円を可決  
八月十日 七月三十一日現在被害状況

稲作付予定面積Ⅱ三三三三・八・九町

植付不能面積Ⅱ四二七二・〇町

八月十五日まで降雨なきとき枯死に瀕するものⅡ八七三七・三町  
綾歌郡では、作付予定Ⅱ八二〇二・一町、植付不能地Ⅱ三〇四町、枯死に瀕するものⅡ三一八一・八町

八月十九日 満濃池二十日に開抜き  
残すところ二合になったので二十日午前八時を期して証文開を抜くことになった。

八月二十三日 濁水になやむ町村、綾歌では川西、坂本、長炭  
八月二十四日 降った命の雨、琴平地方  
二十二日午後四時十分ごろ、雨量は十ミリ、六月二十三日以来

八月二十五日 満濃池も一合水、歓喜の雨、綾南、香南地方をうるおす、日余雨なし、二十四日午前十一時半から約一時間

八月二十八日 満濃池最後のゆる坂、二十八日朝八時  
九月一日 満濃池遂に濁水  
大旱魃に就て四国一を誇っている仲多度郡南部の満濃池は底開である第七番配水閘を抜いて樋の下五十石という神野、吉野両村の稲田五町歩へかん

がいては明年の初種を作っていたが遂に三十一日午前二時に濁水となったので、流石の大池も残る水はなく泥濘内を両村の若者達が魚を漁しておるが却々の大ものが獲れている。

旱害実地視察  
予て徳島・高知・愛媛各県の旱害状況を視察中であつた郡内務省地方事務官は三十一日午後二時四分高松駅着列車で松山より来県、直ちに県庁に藤岡知事を訪問の後、同夜市内で一泊、翌一日は県内の旱害実地視察を行った上、午後五時三十分発高松連絡船で帰京する。

九月四日 旱害状況  
植付未了 一一九六町九反  
収穫皆無 四〇五四町九反

収穫五割以下見込のもの 七五四四町四反  
計 一二七九六町二反

九月五日 県下の溜池に貯水なし(八月末)たゞ地下水のみが生命

九月七日 米の減収見込四二万二千石（九月一日現在、平年作は九十万石）  
九月八日 日出日没前に土瓶水を学童の手で配水するよう、県から各校へ通  
牒（七日）

九月九日 財田方面に喜雨（七日午後二時ころ）

九月十日 前日の降雨も大部分撤水程度

九月十一日 降ったぞ、黄金の雨、早害農村に挙る凱歌

八日午後の夕立に誘われてか、九日に入るや全県下の空模様は東風の微風  
はどんよりと薄曇って一雨来そうな天候となり、街に村に、天を仰いで素  
人観測に花を咲かせる異風景を現出しながら夜に入ったが、午後九時頃に  
至るや俄然夕立模様の大雨沛然として降りそよぎ、乾ききった木と、土  
を、稲を洗い、約三十分にして一度び晴れ間を見せたが、再び十一時頃か  
らポツリポツリと降り出した大粒の雨は、午前二時頃から篠つく様な本降  
となって何日ぶりで見る大雨となり、十日午前十時半ころまで降り続  
き、枯渴せる井戸、枯死に瀕する稲田に漸く活を与え、ホット一息させた  
が、この雨は大体に於て東讃方面に多量の降雨を見せ、高松市水道課の測  
量によれば坪当り五四・五ミリで約一石の溜りを見、西讃方面では約半量  
で多度津測候所の測量では二八・一ミリの五斗一升となって居り、雨量と  
しては大したものではなかったが、それでも稲田にも多少の溜りを見せ、  
穂を出しかけた稲はこれで充分、未だ穂を見ぬ稲にも相当の好影響を与え  
農家をして漸く愁眉を開かした。

九月十二日 綾南・香南地方代用作のソバ・大根の蒔付開始

以上の記事のように全部の池が空になってしまった。七、八月には各  
地で井戸掘りが行われ、はねつるべなどで田に水を入れる努力をしてき  
た。高柳の新公湯はその時掘られたものであるが、運よく水脈に突き当  
たり、付近の水田を助けることができた。

少ない水を有効に使うのはいへんむずかしく、仁池の最後の配水も  
理事・水利監督が協議し、上法と富熊のどちらが先に入れるかをくじで  
決め、上法が先になった。八月二十八、二十九の両日（二十四、二十五

両日ともいわれる）上法地区は切り流して灌漑することができたが、あ  
りになった富熊の方へは配水できなかつた。

待望の雨は九月八日四・五時、九月九日四一・五時（岡田小学校観  
測）降り、今まで持ちこたえてきた稲は辛うじて救われた。

九月十日現在の稲作の被害状況は、作付け予定面積三万七八四二町  
のうち、作付け不能面積は一四一九町、被害面積三万二五五町であつて、  
その内訳は、収穫皆無一万七四町、七割以上減収六三三〇町、五割  
割の減収四七三六町、三割五割の減収三八五三町、三割未満の減収四六  
三三町であつた。このため、米の減収は四九万八八二〇石で、前五か年  
平均収穫高八八万四七五三石に対し五六割に達し、その価格は一九二七  
万四五四一円であつた。

昭和十四年の旱魃を契機に、県は満濃池の増築、長柄ダム・内場ダム  
の建設など県内水資源の開発計画に取りかかつたのである。

#### 第四節 坂本念仏踊

##### 一 坂本念仏踊の由来

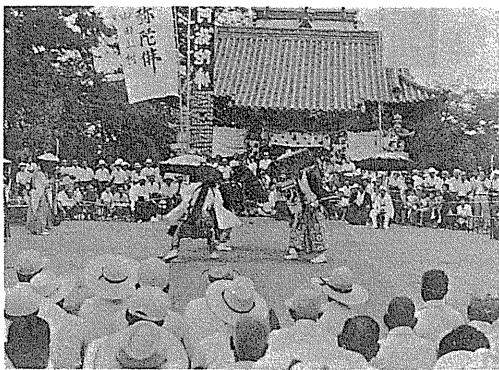
###### (一) 起 源

坂本念仏踊の起源は、仁和四年（八八八）の昔にさかのぼる。

当時讃岐の国は、春以来雨が降らず、旱魃のため麦は枯れ、田の植え付けはできず、農民はいうまでもなく、一般庶民の苦しみは言語に絶するものがあつた。

こうした領民の苦しみを見た当時の讃岐の国司菅原道真公は、これみな自分の不徳の致すところで、身を捨てて神に祈り、その罪を謝すべきであると、国府の守護神として日ごろ信仰していた城山神社に立て籠り、七日七夜の断食で雨乞いの祈願を始めたところ、満願の日になつて、一天にわかにかき曇り、雷鳴とともに雨が降り出し、三日三晩にわたつて降り続いたという。農民たちは狂喜乱舞、村々から滝宮の公邸に集まり、雨の中を踊り回つて感謝した。それからのちも、当時のうれしさを忘れず、毎年日を定めて感謝の踊りを行うことになつた。

菅公がのちに築紫に流され、延喜三年（九〇三）癸亥二月二十五日彼の地に没したあと、念仏を唱えながら踊るようになったのが今日の念仏踊の始まりであると伝えられている。また、空也上人や一遍上人が念仏宗を唱えて、念仏や和讃を唱えながら鉦・太鼓を打ち鳴らして踊つたもので、仏事や雨乞い等の時僧俗を問わず踊るようになったといわれている。



坂本念仏踊

る。

菅公が城山の神に祈願したのは、あとに記す「城山の神を祭る文」にもあるとおり五月六日であるが、菅公の死が讃岐に伝わったのが七月二十五日、それ以来七月二十五日に踊ることとなった。

しかし、歳月を経るに従い、感謝の念も次第に薄れ、集まる人も次第に減り、江戸時代には、鶴足郡（坂本念仏踊）、那珂郡（七箇念仏踊）、阿野郡南北（北条念仏踊・南条念仏踊）が、毎年七月二十五日に順番で踊っていたが、それも同時代末期には全く廃止された。

のち、明治時代に入り、北条念仏踊と坂本念仏踊が復興され、北条念仏踊は毎年、坂本念仏踊は三年ごとの寅、巳、申、亥の年に行われていた。

- 第九小区 同郡東坂元村、真時村、川原村
- 第十小区 同郡西坂元村、西小川村、西二村、東二村
- 第十一小区 同郡川津村

- 人民総代
- 鶴足郡東坂元村 小林 弁吉
- 同 郡川原村 宮井 十一
- 同 郡真時村 佐藤 太平
- 同 郡西坂元村 登倉 武市

愛媛県令 岩村高俊殿  
前記願出之儀許可相成度最モ指掛候儀ニ付至急御指令相成度與印仕候也

- 第五大区九小区長 東条 友五郎
- 副小区長 寺 島 文五郎
- 十小区長 横田 稔
- 副小区長 伊藤 知機

これに対し、次のような回答があった。

書面願出之趣祭典ニアラズンテ神社ニ於テ賑之儀ハ難聞届候事但ハ幡神社踏歌神事ハ祭典ニ際シ古例ナルヲ以テ差許候儀ニ有之且自今如此願ハ受持神官連署スベキ儀ト可相心事

明治十一年八月十三日

愛媛県高松支庁

こうした念仏踊復興の努力によって、明治十一年八月二十三日、亀山神社・下坂神社・日吉神社・坂元神社の四社において催された。

坂本念仏踊の復興は、前記のとおり明治十一年であり、その後しばらくは続いたが、明治三十二年（一八九九）の念仏踊の順年に台風のため中止となり、その後しばらく中断されていた。ところが、大正二年（一九一三）に大旱魃があり、中の宮において雨乞念仏踊があり、その際再び復興の議がもちあがり、以来昭和三十四年（一九五九）まで続いていた。この間、大正三年、六年、九年、十二年に行われ、その後小作争議の

また城山の神に祈願した場所は明神原（通称タコノアタマ）とされており、ここに城山神社があったといわれ、史跡として保存されている。

(二) 明治初期における坂本念仏踊の復興

坂本念仏踊の復興については、『坂本村史』そのほかの資料によると、次のとおりである。

江戸時代の末期、一時すたれていた念仏踊復興のため、明治二年（一八六九）三月、滝宮神社務、綾川蔵の名で香川県参政へ願ひ出た。その後明治十一年（一九七八）七月に至り、阿野郡人民総代泉川広次郎・川田猪一郎、県社天満神社祠掌田岡種重二人連署して、愛媛県令岩村高俊あて願書提出したところ、同年七月二十九日付をもって次のとおり許可があった。

書面願出ノ趣聞届候条不取締無之様注意可致事  
但シ最寄警察分署へ届出ズベシ

愛媛県高松支庁

ここにおいて同年八月、次のように坂本村において執行されることとなり、念仏踊復興の願ひは達成されたわけである。

滝宮神社天満神社及同所滝宮神社神事踏歌ノ儀、該社並組合村中、流例ノ神社之依テ執行御願

滝宮踏歌神事ノ儀ハ子テ先般該社神官並鶴足郡阿野郡総代連署ヲ以テ願出御指令相成り則本年ハ右神事鶴足郡順年ニ付任吉例来ル廿三日滝宮両社ニ於テ執行仕り来り候儀ニ付本年ハ東坂元村亀山神社真時村下坂神社川原村日吉神社西坂元村坂本神社ノ四社ニ於テ執行仕度就テハ祭器ノ内刀、鑼刀両器被テモ神事欄内ニ於テ相用度此段奉願候 以上

明治十一年八月

組合村第五大区

第八小区 鶴足郡東小川村

ため中断、昭和三年今土陛下御即位の大典の記念事業として復活し、四年（雨乞いのため）、七年、十年に施行、十三年には日中戦争のため中止、十四年大旱魃のため雨乞念仏踊、十六年紀元二千六百年記念として滝宮両神社で行い、再び中断、二十七年組合立中学校落成記念として行い、二十八年、三十一年、三十四年と続き、以後中止となる。

(三) 菅公祈雨

坂本念仏踊復興の経過については前記のとおりであるが、ここに菅公祈雨について詳しく記しておく。このことについては、『菅家文草』の中に次のように書かれている。

城山の神を祭る文

維れ仁和四年、歳次戊申、五月癸巳朔、六日戊戌、守正五位下、菅原朝臣某酒果香幣の奠をもつて敬んで城山の神を祭る。四月以降、旬を涉り雨少く、市民これ困しみ、種苗田えず、其怨ち三亀を解き誠に五馬を親しみ憂を分つ。任にありて憂を結びこれ悲し。あゝ命の教奇、このけん序に逢う政よからざればなり。感徹するなきか。伏して惟うに境内に山多くしてこの山独り峻し。城中数社ありてこの社尤も靈なり。こゝに吉日良辰を用いて禱請し、昭かに告ぐ、誠の至なり。神それこれを察せよ。若し八十九郷、二十万口一郷捐することなく一口愁なくんば、敢えてかん藻清明、玉幣重畳ならざらんや、以て応驗を養し、以て威稜を飾らん。若し甘じゆ饒からず、早雲結ぶが如くして、神の霊見る所無く人の望遂に從はずんば、こゝに乃ち神に光なからしめ人に怨あらしめ、人神共に失い祭或は疎かならん。神それこれを救せよ。冥福を惜むなれ尚くは擬けよ。（原文漢文）

菅公が、もし雨が降らば再び国府へ帰らずと諸人に告げ、身を捨てて府衙を出られたので、後世この地を死出（のち、死を紙と書き替えて紙出）とした。また、農民たちがその後姿を拝し、感泣したところを伏拝という。更に降雨あって公の帰来を迎えたところを喜来といい、こ

の地名が府中、滝宮に残っている。

(注) 祭文中、三亀とは公が讃岐守となられる前の三官、すなわち文章博士・式部少輔・加賀権守をい、五馬とは讃岐守をさす。  
仁和二年(八八六)正月十六日に讃岐守となった菅公は、一時帰国して、同四年三月二十六日再度帰任した。この年は旱魃で、農民はもちろん、一般庶民の苦しみはこのうえもなかった。そこで菅公は領民の苦難を救わんと、前記のように城山の神に祈願したのである。

(四) 滝宮神社における各踊組の順序

踊は前に書いたとおり、北条組、南条組、坂本組および七箇組の四組があり、年替わりにこれを勤めていた。その順番は、

- 初年 南条組 滝宮(字萱原)・羽床上・西分・山田・昭和(字千疋)
- 次年 七箇組 七箇・神野・十郷・象郷
- 三年 坂本組 坂本・法敷寺・川西・飯野・川津
- 北条組 松山・加茂・林田・西庄・金山・坂出

現在奉納されているものは、南条組で綾南・綾上に一一組あり、毎年三組ずつ奉納、五年に一度、一一組全部が総踊りをする。北条組は昭和五十二年(一九七七)、菅公千七十五年忌に奉納以来中絶している。坂本組は昭和三十四年(一九五九)奉納以来中絶していたが、昭和五十八年(一九八三)復活、奉納し、今後も昔からの慣例により、寅、巳、申、亥年に奉納することとしている。

二 坂本念仏踊の概要

(一) 日 程

従来の坂本念仏踊の日程をみると、

第一日(七月二十四日)

東坂元亀山神社、西川津大宮神社、東川津春日神社、川原日吉神社、真時下坂神社

第二日(七月二十五日)

滝宮滝宮神社、天満神社、西坂元坂元神社、東二村坂神社

第三日(七月二十六日)

東小川八幡神社、西小川斎神社、<sup>東二村</sup>中の宮、西二村春日神社

と三日間にわたり、一三社に奉納していた。

改組後の日程は、保存会規約によって八月下旬の日曜日一日となっている。奉納する神社は、

- 東坂元 亀山神社 三谷神社
- 川 原 日吉神社
- 西坂元 坂元神社 王子神社
- 真 時 下坂神社
- 東小川 八幡神社
- 下法軍寺 八坂神社
- 滝 宮 滝宮神社 天満神社

右は保存会発足当初の奉納神社であるが、三年間実施の結果、経費その他の関係で、昭和五十九年(一九八四)より滝宮両神社は、寅、巳、申、亥の年に奉納し、帰ってから、町内の二神社を年回りに奉納することに改められた。

(二) 笠 揃

踊りは七月二十四日から二十六日まで行われるが、その準備として、昔から七月二十日に打ち合わせを、二十二日に亀山神社で笠揃を行っていた。

改組後は前記日程に近い日を選び、町体育館で行っていたが、これも



この規約は昭和五十六年八月一日より施行する。

(二) 天保八年ごろの宮々踊り順

- 規約第三条による役員
    - 会長 小林清太郎
    - 副会長 山崎 光 香川 敏
    - 会計 大林令人
    - 監事 近藤政義 東条勝雄
    - 世話人 岩崎敏之 高橋尚芳 三谷寿夫 大林茂義
    - 林 末義 多田羅喜代一
  - 規約第四条による顧問
    - 大西末広 新土光夫 香川文夫 金丸義文
- 右は昭和五十六年八月、発会当時の役員であるが、昭和六十年八月までは次のとおり異動している。また世話人を幹事に改める。
- 会長 大西末広
  - 副会長 高橋尚芳 香川 敏
  - 会計 大林令人
  - 監事 近藤政義
  - 幹事 岩崎敏之 大林茂義 三谷寿夫 明見良雄 松本忠孝
  - 徳山 正 林 末義 多田羅喜代一
  - 顧問 新土光夫 香川文夫 徳永 茂 山崎 光 東条勝雄

四 念仏踊余録

(一) 坂元郷と坂本村

享保十年(一七二五)の記録(「坂元郷滝宮念仏踊役人割」)以来、「坂元郷滝宮念仏踊」と書かれており、明治二十一年(一八八八)市町村制実施まで坂元郷といっていたものと思われる。坂元は明治五年(一八七二)の記録には見られ坂本は明治二十三年の記録に見られるので、郷が村に変わった時に元が本に変わったのではないかと思われる。

(三) 念仏林

年月	場所	時間	備考
七月廿四日	東坂元村 亀山八幡宮	正七ツ時笠揃開始	庄屋席順 東坂元
同日	八川幡村 宮	四ツ時	西坂元
同日	川原村 日吉大権現	九ツ半時	東坂元
同日	真時村 下坂大明神	八ツ半時	西坂元
七月廿五日	滝宮 牛頭天王	七ツ時揃	東坂元
同日	天満宮	五ツ時	東坂元
同日	坂元元村 飯山大権現	九ツ時	西坂元
同日	東二村 飯神社	八ツ半時	東坂元
同日	東小川村 八幡宮	七ツ半時	西坂元
七月廿六日	西小川村 齋大明神	五ツ時	東坂元
同日	中宮大明神	九ツ時	西坂元
同日	西二村 春日大明神	八ツ半時	東坂元
同日	春日大明神	八ツ半時	東坂元
同日	右之通相動メ申候	以上	
西八月	真鍋善三太 喜田惣四郎		

(「坂元郷滝宮念仏踊役割仕出シ帳村控」)

坂本念仏踊は、旧一〇か村の広範囲で組織され、役割人数も三二六人の大所帯であり、しかも三日間にわたって行われていたので、これに要

する経費も少なくなかった。

この経費捻出のため、城山にあった坂本村有林の一部を念仏林として、その山林からの収入を念仏踊の経費に充てていた。しかし、中役、小踊などの経費は別で、これらはみな自己負担であった。

(五) 昭和の旱魃

年号	最少雨量	降雨量	摘要
昭和四年	八(ミ)月	九一七(ミ)九	
〃 九	八(ミ)月	九〇八・四	善通寺砲兵隊が大麻山において弾二〇〇発発射し降雨を促す
〃 一四	八(ミ)月	六七五・七	知事が市町村に対し雨乞い祈願を通知し、官製の雨乞いを行った
〃 一九	三(ミ)月	七七六・八	知事命令で県下各神社に対し雨乞い祈願を通知し、県下の稲作付け不能四〇〇町歩
〃 三七	九(ミ)月	九五六・七	
〃 四八	一(ミ)月	八六九・五	都市用水枯渇

このほか、三十九年、四十年、四十二年、五十三年にも旱魃があった。

前にも記したように、北条・南条・坂本・七箇の各組が、年々交替で滝宮両神社に奉納していたが、北条組は、はじめ七箇組と同じ日に七箇組のあとで踊ることとなっていた。

(四) 念仏踊異変

ところが、享保年間(一七一六〜三六)、七箇組の踊る順年の日に大雨があり、七箇組は綾川を渡ることができず、川の西岸で水の引くのを待っていた。一方北条組は、いつまで待っても七箇組が来ず、時間も相当地経過したので入庭して踊り始めた。これを見た七箇組は大いに憤慨し、朝倉権守と称する者が、長刀を口に食わえて綾川を泳ぎ渡り、踊りの中に切り込み、小踊を切って再び川を泳いで帰ってきた。

これが問題となり、七箇組は藩公より罰せられ、北条組には四〇人の抜刀隊が念仏踊の周囲を護衛する権利を得ることとなった。また、それ以後北条組は坂本組の踊る年に坂本組のあとで踊ることとなった。このため、坂本組は早く踊って北条組に踊り場を明け渡さなければならぬこととなり、自転車の少なかった大正中ごろまでは、朝暗いうち

に家を出て歩いて滝宮まで行っていた。